



高校生等奨学給付金制度

～奨学のための給付金～

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します！
※返済は不要です！！

●対象者

次のすべての要件を満たすこと。

- ①居住地・・・保護者等が長野県に住んでいること。
(県外在住の場合は、在住の都道府県へ申請)
- ②収入基準・・・生活保護(生業扶助)受給世帯 または
道府県民税所得割額・市町村民税所得割額
非課税世帯 であること。
- ③基準日(7/1)に在学していること。

●申請がなければ受給することはできません。

●給付額

課程や扶養されている子供の人数等によって給付額は異なります。

世帯区分		全日制定時制	通信制
生活保護世帯 (生業扶助)		32,300円	
市町村民税 所得割額 非課税世帯	第一子	84,000円	36,500円
	第二子以降	129,700円	



詳しくはこちら → <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/gakko/hi-kyuhukin.html>

詳しくは各高校事務室までお問い合わせください。

高校生等奨学給付金制度

～新入生への早期給付及び家計急変世帯への給付制度～

新入生及び家計急変世帯に対しての 給付メニューが増えました

●新入生への早期給付

奨学給付金制度の対象者の方で、特に入学時の負担が大きい新入生の保護者等の皆様に対して、通常給付する額の1/4を早期給付します。

(※)希望者に対しての実施です。

(※)通常の申請に加えて別途申請が必要です。

●家計急変世帯への支援

家計の急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当である高校生等の保護者等の皆様に対して支援します

(※)生活保護法の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象となりません。

詳しくは各高校事務室までお問い合わせください。

支給対象者と支給金額等

1 支給対象者

- 本年7月1日現在に国公立の高等学校等に在学している高校生等の保護者等のうち、長野県内に住所を有する生活保護受給世帯又は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者
 - ※就学支援金及び学び直し支援金の受給資格を有している高校生等が対象ですが、児童福祉施設に入所している場合は除きます。

2 支給対象者に係る留意事項

- (1) 保護者等のうち一方が長野県外に住所を有している場合は、高校生等と生計を同じくしている保護者等（原則として、高校生等と同居している保護者等）が長野県内に住所を有している場合に支給の対象となります。なお、高校生等が保護者等の双方と同居していない場合は、高校生等の生計についてより多く負担している保護者等が長野県内に住所を有している場合に支給の対象となります。
- (2) 保護者等が単身赴任等をしている場合は、保護者等が長野県を生活の本拠地としている場合に支給の対象となります。ただし、保護者等の一方又は双方が、賦課期日（令和2年1月1日）に海外赴任等で長野県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給の対象とはなりません。

3 支給金額

- (1) 生活保護受給世帯（生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯）
 - ・全日制・定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額32,300円
- (2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
 - ・通信制の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額36,500円
 - ・通信制以外の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額84,000円
 - ・2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額129,700円
 - ・他に15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、通信制以外の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額129,700円
 - ※ 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合
 - ・通信制の高等学校等に通う高校生等：全員1人当たり年額36,500円
 - ・通信制以外の高等学校等に通う高校生等：全員1人当たり年額129,700円

4 支給回数

- 1人の高校生等につき年1回、通算3回（ただし、定時制及び通信制の高等学校に通う高校生等は通算4回）を上限とします。

新入生に対する早期給付及び 家計急変世帯への支援について

1 新入生に対する一部給付の早期化について

(1) 対象者

奨学給付金制度の対象者の方で、新入生の保護者等の皆様（希望者のみ）

(2) 給付額

世帯区分に応じた給付額に1/4を乗じた額を給付します。

(※) 残りの給付額（7～3月分相当額）については、7月1日現在の生業扶助および当該年度の課税証明書等の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から早期給付額を差し引いた額を給付します。

ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とします。

2 家計急変世帯への支援について

(1) 対象者

家計の急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当であると認められる世帯の保護者等の皆様

(※) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象となりません。

(2) 給付額

① 新入生に対する早期給付を希望しない場合および在校生の場合

ア 7月までに家計が急変し、7月31日までに申請があった場合は、世帯区分に応じた給付額を給付します。

イ 7月以降に家計が急変し、申請があった場合は、原則、世帯区分に応じた給付額の12分の1に相当する額に、申請のあった日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を給付します。

(※) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとします。

② 新入生に対する早期給付を希望する場合

ア 4月までに家計が急変し、6月30日までに申請があった場合は、世帯区分に応じた給付額に1/4を乗じた額を給付することとします。

イ 4月以降に家計が急変し、申請があった場合は、①のイと同様の取扱いとします。

(※) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとします。

(※) 7～3月相当分は、7月時点の状況に基づき改めて判定します。